

町県民税の申告と所得税の確定申告はお早めに！

申告期間は 2月16日(月)～3月16日(月)

《確定申告と町県民税申告》

申告が必要な方

各種申告は、国民健康保険税の算定資料や福祉年金、児童手当等の給付資料にもなります。申告資料の提出がない場合には、所得証明書等の発行ができませんので御注意ください。

年金受給者と申告

年金からの源泉徴収税額には、社会保険料(国民健康保険料や介護保険料など)や生命保険料、地震保険料、障害者控除、寡婦(夫)控除などの各種控除は反映されていません。各種控除の適用を受けようとする場合には、忘れずに申告してください。

後期高齢者医療制度の保険料と社会保険料控除

平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度の保険料は、その保険料を支払った方に社会保険料控除が適用されます。保険料が年金から天引きになっている場合には、その受給者本人に適用され、被保険者の世帯主又は配偶者が口座振替により支払った場合には、その世帯主又は配偶者に適用されます。

《申告の受付・相談》

申告書の配布

適用を受けるためには、確定申告又は町県民税申告が必要です。

▼町県民税申告書 前年の申告書提出状況等により申告が必要と思われる方に2月初旬に送付します。申告が必要な方で、申告書がない場合は、町の申告会場にも御用意しています。提出は郵送でも受け付けます。控えが必要な場合は返信用の封筒を同封して送付してください。

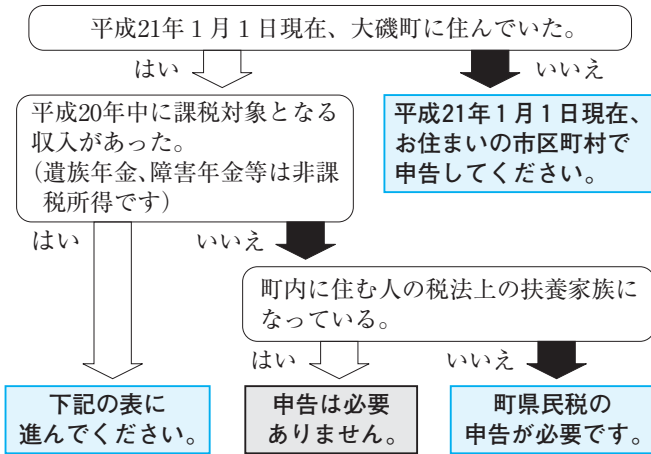
▼確定申告書 国税庁のホームページからダウンロードするか、税務署の申告会場でお取りいただけます。

町の申告会場、役場本庁舎1階税務課窓口、国府支所窓口での配布は1月末以降を予定しています。

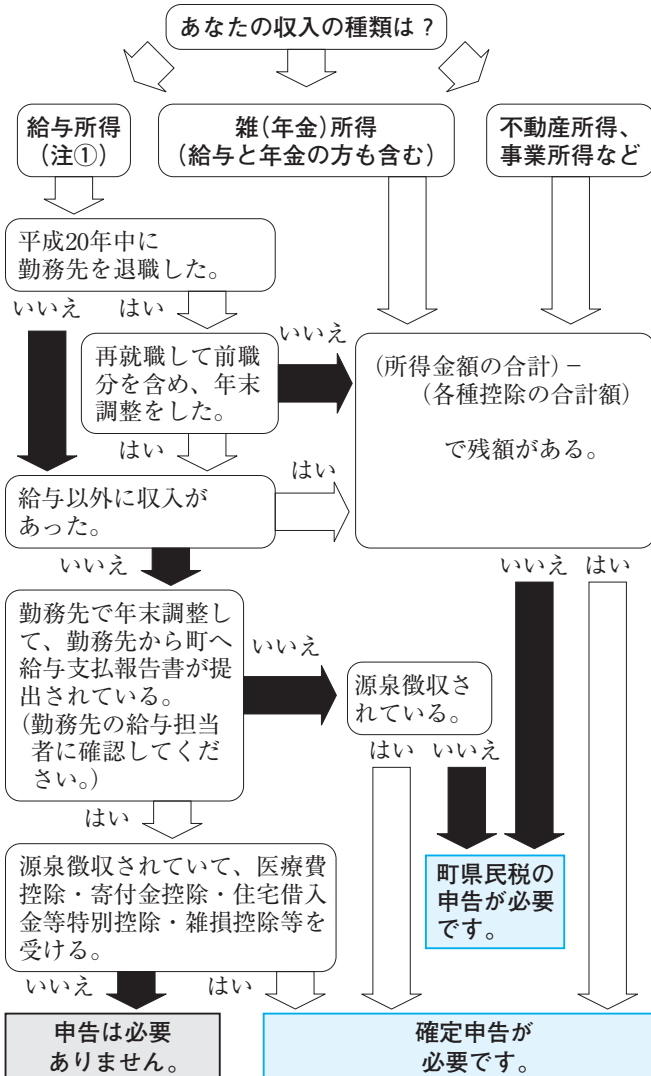
確定申告書は「国税庁ホームページ」で簡単に作成できます！

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) では画面の案内に従って金額等を入力することで自動的に確定申告書が作成

こんな方は申告が必要です！



あなたはどの申告が必要？



(注①)次に当てはまる方は必ず確定申告をしなければなりません。

- 平成20年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与以外の収入が20万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 不動産やゴルフ会員権などの資産を売った方

※このフローチャートは全ての方が当てはまるものではありませんので、詳しくはお問い合わせください。